

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成25年10月12日付けで提起された、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により鹿児島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件処分について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 再就職でパソコンや作業道具、作業着等の購入で[]円程出費が発生したと。
- (2) 返還金額の[]円の根拠が不明なこと。
- (3) 職業訓練費の[]円をまだ受領していないこと。
- (4) 未納税金が有り、返済金に廻す予定であること。また、法テラスに自己破産の支払いがこれから発生すること。

第2 処分庁の弁明

本件処分については、請求人が生活保護受給中である平成25年7月に障害年金の遡及分を受給したことから、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成24年7月23日、以下、「課長通知」という。）2-（1）-イに基づき、全額を生活保護法第63条の返還対象としたものであるが、処分庁が平成25年9月4日付けで行った本件処分に対して、請求人は、就労開始時の経費が自立更生費として控除されなかったこと、返還金額の決定の根拠が不明であることを理由に処分取り消しを求めている。

年金を遡及して受給した場合、返還金から自立更生費を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入として認定されることとの公平性を考慮すると、事前に保護の実施機関に相談がなされた場合であって、真にやむを得ない理由がある場合に限り認められるものであるが、請求人は自立更生費について事前に相談を行っておらず、就労開始時の必要経費を既に自己負担していることから、真にやむを得ない理由にはあたらないため控除は認められない。

また、返還金額は、請求人が年金受給権を有していた平成25年1月から平成25年7月までの遡及分を一括して受給したことを根拠に決定したものである。

以上の理由により、請求人の主張には正当性がなく、処分庁の処分に何ら違法・不当性はないとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第3 当審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

本件処分について、関係資料によれば、次の事項が認められる。

- (1) 請求人については、平成24年10月1日から法による生活保護の開始となり、処分庁は、平成24年10月31日に、請求人に対し、生活保護のしおりを読み上げ、保護受給に当たっての権利義務の説明を行っていること。
- (2) 平成25年5月28日、請求人から障害年金の手続きが完了し、8月には最初の振り込みの予定であるとの電話連絡があり、担当ケースワーカーが年金証書を提出するよう指導していること。
- (3) 平成25年6月10日、担当ケースワーカーが請求人に対して、年金証書の写しが郵送されてきたが初回の振込額や振込日の通知書は届いていなかったか電話にて確認したところ、まだ受け取っていないとのことだったので、返還金や収入認定の際の挙証書類として必要なので、手元に届いたら提出するよう指導していること。
- (4) 平成25年7月17日、請求人から年金支払通知書の提出がなされ、平成25年7月の支払額は■■■■円であることが判明したこと。
- (5) 処分庁は、平成25年8月26日付けで本件処分を決定し、平成25年9月4日付けで請求人に対して通知を行っていること。

2 判断

法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」（法第4条第1項）とされており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、

保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」(法第6.3条)としている。

また、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、課長通知2-(1)-イにおいて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記ア(課長通知2-(1)-ア)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。」とされ、

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること。
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること。
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと。

とされている。

ここで、請求人は、反論書において、「弁明書に事前の相談がなかったとあるが担当ケースワーカーから相談しないといけないという指導はなかった。」と反論している。

一方、処分庁は、請求人が障害年金の裁定請求を行ったことを知った日から返還額を決定するまで、請求人に対し、遡及年金の自立更生費の取扱いについて、課長通知2-(1)-イ(ア)に基づき十分な説明を行ったとは認められず、請求人から事前に自立更生費の相談がなかったことや既に必要経費を負担していることをもって自立更生費の控除を認めないとする処分庁の主張は、一方的であり採用できない。

なお、「2 審査請求の理由」の(3)及び(4)については、本件処分とは無関係であるから考慮しない。

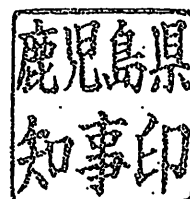
以上のことから、本件処分においては、処分庁が、請求人に対し、自立更生費の控除を受ける際の必要な要件について説明を行わなかったため、請求人も事前の相談を行わなかったと認められることから、本件処分は不当であると判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160条)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした鹿児島市を被告として（訴訟において鹿児島市を代表する者は鹿児島市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。